

① 基本的な考え方

コンプライアンス・モラルは全てに優先する

コンプライアンスとは、法令や行内規定などはもとより、社会的に求められている行動規範や倫理的行動を含めて遵守することを 意味しています。

当行グループでは、すべての役職員が銀行グループに課せられた社会的責任と公共的使命を自覚し、お客さま、株主のみなさま、さ らに地域社会のみなさまからの期待に応えるため、「コンプライアンス・モラルは全てに優先する」という経営姿勢を掲げ、コンプ ライアンス最優先の企業文化の醸成に取組んでいます。

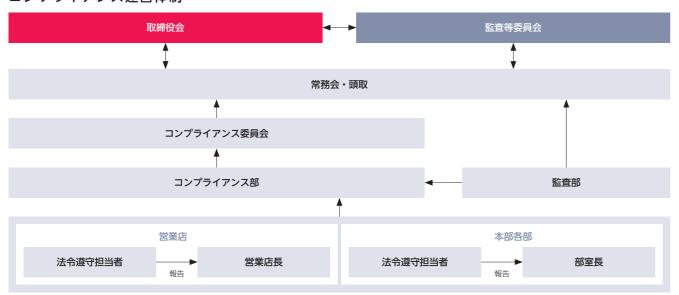
2 コンプライアンス体制

行内の横断的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、年度ごとに策定するコンプライアンスの実践計画である「コ ンプライアンスプログラム | の内容協議およびその進捗・達成状況の定期的な検証を通じて、コンプライアンス体制の整備・強化 を図っています。

また、コンプライアンスに関する問題の一元管理を図る統括部署として「コンプライアンス部」を設置し、各部・営業店には「法 令遵守担当者」を配置し、「コンプライアンス部」および「法令遵守担当者」双方の連携によりコンプライアンス最優先の企業文化 の行内への醸成に努めています。

さらに、監査部が独立した立場からコンプライアンス体制のモニタリングを実施し、内部牽制機能の強化を図っています。

コンプライアンス運営体制



❸ コンプライアンス最優先の企業文化の醸成に向けた取組み

(1) 規定・マニュアルの整備

経営・業務運営における倫理的行動の基本となる「企業行動規範」を定めています。また、この「企 業行動規範」を受けて、役職員の業務上および私生活上における具体的行動の判断基準を示すものと して「行動指針」を定めています。行動指針には、例えば、社会常識を逸脱した接待・贈答の禁止や贈 収賄防止を図るためのガイドラインなどを規定しています。

さらに、当行のコンプライアンスの手引書として「コンプライアンスマニュアル」を制定しています。 これらの規定・マニュアル類については、役職員がいつでも参照できるようにその要約を掲載した 「コンプライアンス・カード」を作成し、全役職員へ配布しています。



企業行動規範

- 銀行の社会的責任と公共的使命を自覚し、信頼の確立を図る。
- ② 法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない公正かつ誠実な企業活動を行う。
- ③ 社会的に有益な金融商品・金融サービスを開発、提供する。
- ₫ 透明な経営に徹するとともに、地域社会との良好な関係を築く。
- ⑤ 従業員の人権・個性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保する。
- ⑥ 社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

(2) 教育・研修の実施

役員自らが、各種会議体および研修会等においてコンプライアンスについて情報発信をしているほか、定期的に実施するコンプラ イアンスに関する研修会や各部・営業店内での勉強会を通じて、コンプライアンスの不断の浸透を図っています。

(3) 内部通報窓口の設置

役職員による不正の未然防止、早期発見を目的とし、経営トップに直接通報できる窓口(通称:経営ヘルプライン)とコンプライ アンス部担当者に通報・相談できる窓口(通称:コンプライアンス・心の相談窓口)の2つの通報制度を設けています。

通報制度の利用を促進するため、コンプライアンス・心の相談窓□制度では受付担当者を女性とする女性専用窓□の設置や業務 時間外での通報の受付を可能とする等の取組みをおこなっています。また、これらの制度については繰り返し役職員への周知を図っ ているほか、役職員が常時携帯可能な「コンプライアンス・カード」にも通報先および通報手段を掲載し窓口にアクセスしやすい ようにしています。

反社会的勢力との関係遮断

当行グループでは、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは、断固として対決 し、関係遮断を徹底する取組みを実施しています。

具体的には、「反社会的勢力との関係遮断にかかる基本方針」を定め、基本方針にもとづいた対応について役職員への研修 を定期的に実施しています。また、反社会的勢力への対応の統括部署をお客さま相談センターと定めたうえで、警察等の外部 専門機関との連携を図り、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織として毅然とした態度を貫くことにしています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止態勢

国際的に核・ミサイルやテロの脅威が増す中で、犯罪者・テロリスト等につながる資金を断つことは、日本・国際社会がと もに取組まなくてはならない課題であり、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性はこれまでになく高ま っています。

金融庁では、金融機関などにおける実務的な対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリングおよびテロ 資金供与対策に関するガイドライン を策定・公表しており、こうした中、当行としても、犯罪組織などへの資金流入を未然 に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織などが活動しづらい環境を作るため、マネー・ローンダリング およびテロ資金供与対策方針を定めて対策に取組んでいます。

THE CHUGOKU BANK, LTD.